

○岡本隆子議員からの質問

【重要湿地選定をめぐる町の環境省への不明朗な対応と町民に対する重要湿地の情報提供責務違反について】

リニア残土処分場予定地が環境省選定の「重要湿地」であることが、11月6日発行のサンデー毎日の報道で町民の知るところになりました。その後の11月8日の朝日新聞社会面で「リニア残土候補地に重要湿地 岐阜御嵩町 住民に公表せず」という見出しで大きく報道され、さらにテレビニュースやヤフーニュースでも流れ、瞬く間に町内を駆け巡りました。また、この記事は関東地方でも大きく社会面で報道され、東京や神奈川県に住む御嵩町出身の人たちから驚いて電話があったという話も何人かから聞いており、いかに重大なニュースであるかを物語った事件です。この重大な問題について質問いたします。

「御嵩町環境基本条例」第4条では次のように述べられています。

第4条 町は、町内の清浄な大気、水、土壌、森林と野生動植物を現在と将来の町民の為に保全する責務や保護する責務があります。

とあります。これが町の基本姿勢であるはずですが、ところが、平成27年、環境省から県を通じて「生物多様性の保全上重要な湿地」公表に向けた最終確認の依頼に対して、町は次のように回答をしています。

- ・町は「環境基本条例」、「環境基本計画」、「町版レッドデータブック」を作成する自治体として、環境保全に力を入れてきており、重要な自然環境を守ることに同調できる。
- ・候補地となった「美佐野ハナノキ湿地群」については、町として環境省や県に推薦した経緯はなく、「保全上重要な湿地」に選定される理由等を詳細に把握しておらず、意見を述べる立場にない。
- ・「美佐野ハナノキ湿地群」にかかる美佐野地域には、リニア計画に該当する地域があり、JRにより環境アセスメント調査が実施されている。その結果に対する環境大臣の意見と、今回の選定に関連性があるのか環境省にお尋ねしたい。
- ・候補地は町有地と民有地が含まれると考えられる。地域住民から周辺活用や地域活性化の要望が出ている。町議会も地域活性化を期待する声と期待しない意見とがある。各々の意見を検討しないと、今回の選定に対する意見を述べるできない。

と回答をしています。

その結果、環境省のホームページ上に「美佐野ハナノキ湿地群」の文言は無くなりました。しかし、実際には指定されており、「東濃地域湧水湿地群」のリストの最後の「など」に含まれているというのです。そこで質問に入ります。

「御嵩町環境基本条例」、「御嵩町希少野生生物保護条例」の立場から環境省の選定を拒否する姿勢は到底考えられません。選定に対して否定的な対応は不適切ではないですか。

2番目、町の回答の中で、選定に至った経緯と、JRの行った環境アセスの結果に対する環境大臣の意見と、今回の選定に関連性があるのかを環境省にお尋ねしたいと述べられていますが、実際にお尋ねになりましたか。尋ねられたのであれば、どのような回答があったか

を示してください。

3番目の質問です。「美佐野ハナノキ湿地群」が「東濃地域湧水湿地群」に含まれるという事はいつの時点で認識しましたか。

次に町民への情報提供について質問いたします。先ほど述べたように、町は平成27年9月に県を通して環境省に対して、意見を述べる立場にはないと回答しています。そして平成28年に環境省は「生物多様性の観点から重要度の高い湿地」を公表しています。新聞で報道されたように、以来6年間、町は環境省が重要湿地に選定したことを住民に公表してきませんでした。御嵩町が誇るべき「御嵩町環境基本条例」の第4条の町の責務では、2項に次のように述べられています。

町は、町が実施する環境の保全と創造に関わる行為について、情報の提供と住民参加の手続きを整備する責務があります。

そして、16条環境情報の収集と提供では、

町は、町の環境の状況及び環境の保全と創造に関する情報の収集に努めるとともに、町民、事業者や民間団体に対し必要な情報を積極的に提供するよう努めます。

とあります。単なる情報提供ではありません。積極的に提供するよう努めるとあります。ところが、町民に情報を提供してこなかったという一連の町の行為は環境基本条例違反ではありませんか。私は平成27年、第1回定例会の一般質問から、今回で15回にわたりリニア問題を取り上げてきました。重要湿地選定は平成28年。まさに議会での追及を逃れたいために公開してこなかったとしか思えません。偶然27年第1回定例会一般質問の答弁で、町民への情報提供をすべきではないかという質問に対して、町長は「JRの実施した環境影響評価準備書が長期にわたり役場で開示されていた。その間に閲覧したのは、1人のみ。本当に懸念を持っているのか疑問を抱く」と答弁しておられます。町民に何の情報提供もしなければ、懸念の抱きようがない。まさしく問題のすり替え、町民を愚弄する発言です。

4点目の質問です。なぜこれまで重要湿地の件を町民に公開されなかったのか、その理由をお聞かせください。

次に、重要湿地エリアについて質問をいたします。第4回フォーラムの最後に、町は重要湿地の説明をしました。以下、説明の一部です。

- ・本町も認識する美佐野地内のハナノキ群生地は置き場計画から極力避けられているものと認識。また、一部のハナノキは置き場計画に当たることを確認し、幼木を移植していく方針を確認。
- ・置き場計画の範囲内にあるハナノキをはじめとする希少種についても可能な限りの保全を求めていく。

等の説明でした。町は群生地は極力避けられていると認識していると説明されています。そこで質問ですが、重要湿地のエリアについてはどのように認識しておられますか。

次に、御嵩町環境基本条例の第4条、町の責務の4項に次のように述べられています。

町は、自然が共生する恵み豊かな環境を実現するため、野生生物の種の保存や生物の多様

性の確保を図るとともに、里山や水辺などにおける自然環境を保全すること。

という条文です。生物多様性の確保、自然環境を保全することとされています。狭い意味での「群生地」を避けているから良いという問題ではなく、湿地生態系そのものを保全すべきであります。このことからしても、重大な環境基本条例違反であることは明確だと考えます。

6つ目の質問です。環境省の選定する重要湿地を残土で埋め立てることは、町の環境基本条例違反ではありませんか。見解を伺います。

平成24年2月に岐阜県知事が方法書の中で環境の保全の見地から意見を出されています。ここには次のように書かれています。

・路線やその他付帯施設の位置・規模の具体化にあたっては、環境の保全の見地から特に重要と考えられる次の地域を回避するよう慎重に検討すること。貴重な動植物の生育に密接に関係している重要な湿地

とあります。つまり知事は、重要な湿地は回避するよう慎重に検討するようこの見解を示しておられます。

7番目の質問ですが、知事の見解に反していませんか。

最後の質問ですが、美佐野ハナノキ湿地群が環境省選定の重要湿地であることについて、別途町民に説明、質疑する場を設けるべきだと考えますが、これについてはいかがでしょうか。

以上8点について質問をいたします。ご答弁よろしく願いいたします。

○議長

パネルはいつ使いますか。再質問で使いますか。

○岡本議員

はい。

○町長

おはようございます。極悪非道の人間にされつつありますが、真剣に考えているところがあります。再質問をされないような答弁をしないといけないなど、でないとパネルで再質問ということです。議員というのは基本的には再質問をしなくてもよい質問をすると、私は再質問を受けなくてもよい答弁をしていくというのが基本だと思いますので、しっかりと答弁をさせていただきたいと思っております。まず、今の質問をしていますが、本当に希少性の生物、植物を本気で守りたいなど思っているのは、私のほうが上だなということを思いつつ、聞かせていただきました。これ以降、3つの前提に岡本議員の質問にお答えをいたします。

まず一つ目、本町では平成10年、前町長の時代になりますが、みたけの森でオオタカの営巣からオオタカのヒナが盗まれた辛い経験をしています。営巣した木が切り倒され、ヒナ

の姿は跡形もございませんでした。荒っぽい盗み方で、ヒナの姿が無いということは犯人が悪いんですよ。私は一議員でありましたが、外に向けて浮かれて営巢があると言いすぎたという反省はそのときにしました。盗まれた原因の一つは、場所を特定したような事を皆が言ってしまったことによってそういう人が来たんだろうなど、改めて本当に反省をしました。希少種の大切さというのはそういうところにあるんだなど、改めて思います。当時いろいろ話題になりましたけれど、1000万円単位の売買がされる、つがいですよ。3年前ぐらいに鷹匠が言っておみえになりました。全国で話題にならないよう、基本的には、営巢が出来たとしても、そういう情報は明らかにしないという姿勢が本当の意味で守っているということである。これは植物についても同じことでもあります。

2点目、元来、希少生物・植物を大切にされる方は、その希少種がどこにあるのか、情報は明かしません。そういう姿勢をとっておられます。岡本議員のお仲間も、そういうことを私におっしゃいました。また、専門家からのそういう助言は、いただいたことはございます。何か情報を公開しないということは、いかに悪いことかと、よろしくないのでしょうけど、守るということはどういうことなのか、それを今一度、考えて、すり合わせが必要かなというふうに思っております。今回の美佐野、ほぼ限定されてしまったので、それだけ盗まれるリスクが高まったと私は思っています。

次に、ちょっと大きなことを言いたいと思います。歴史的なことではありますが、我々の山は里山であります。里山という言葉で、私たちの自然環境を表現することが多くあります。この語感是非常に良いわけですが、実際には荒れ放題の山、という代名詞でもあると私は思っています。これは人間の生活様式が変わったということに他なりません。山の木を切り、枝を拾い、燃料として我々は使ってきました。私の記憶に残す子どもの頃はまだそういう生活でした。山は本当に綺麗でした。そういう生活の質を取ってきた。確かに、色々なことをおっしゃる方はあります。そもそも論からいって考えなくてはいけないのは、なぜ希少種になってしまったのか。当時は希少種などというものはありませんでした。なぜなのか。多分、大抵の方はゴルフ場を作った、工業団地を作った、人間が開発をしたから、それで終わってしまいます。違います。私や岡本議員の責任なんです。山に入ったことありますか。下刈りに行ったことありますか。無いでしょう。そうした生活の形態が変わってきたことによって、自分たちがすぐ入りやすいところだった山が荒れ放題で、もう入れないような状態にしてしまったのは、私たち自身であるということ。これを考えないと何の解決にもなりません。これからの人に期待しますか。今ここに居る者が山の手入れに入りますか。そこを考えていかないと、環境省どうのこうのと言ったところで意味のない話だと私は思います。私が環境モデル都市で、木材を使えるのは外に出そう、切り捨て間伐はダメだと言ったのもそうした思いがあつてのことです。水土里隊に元気をだして山を整理してくださいと、有償ボランティアでやっていたのもやはり、希少種を希少種にしない、そういう考え方をしているから。そして、企業の森に何社も名を連ねていただいています。アサヒビールを筆頭に、十六銀行、あと数社まだまだありますけど、社員が入ってきて、企業がバス代、弁

当代をお出しになって、御嵩の山を名古屋近郊の人たちが整備してくれています。岐阜造園という企業は、勝手に土曜日、日曜日使って個人的に来てくれる人もあれば、一丸となってきてくれる方もあります。荒れ放題の山を本当にきれいにしてくれています。守りたいと言っている方々が本気であるのかどうなのか、私はそれほど対応できないと思っております。

環境省の見解についてでありますけれど、昨日やっとな返事が来ました。今日1枚、実は公開をする予定でございましたが、環境省の方からこれはもう公開しないということでありました。東濃中濃地域湿地群という図がここにありますが、情報公開の対象にはしないという方針が御嵩町に伝えられています。口頭で申し上げます。東濃・中濃地域湿地群については、長野県南木曾町一部を含む、中津川から。西は山県市、そして本巣市の一部を含む。北は白川町。南は土岐、多治見を含むエリアで書いてある。これだけの膨大なエリアを東濃・中濃地域湿地群とされています。美佐野は該当しますか、という質問には、（ここが）該当するという言葉は帰ってきません。ただ、私どもはシデコブシ、ハナノキ等々、希少生物や植物の場所として、環境省から報告も受け、また守っていくという基本的な姿勢を示しております。湿地が大切だと私は思っておりません。湿地がある所には希少の生物、植物がほぼあるであろう。専門家でなくても、興味ある人は知っている。そういう情報を、今この1ヶ月ぐらいでどんどんと公開していくということは、盗掘のリスクが高まったということによろしいかと思えます。環境省の（ホームページにも）よくある質問の中に書いてあります。選定されている湿地範囲がよく分からないので、詳しい位置情報を示してもらいたい。これ、よくある質問ということは、実際に、選定しますがどうですか、というお伺いがあるわけです。その時の質問としてよくある質問なのでしょう。選定を受けた自治体から質問を受ける。それに対して、選定されている設置の範囲を詳しく示すと、絶滅危惧種の乱掘リスクが高まることなどを考慮して湿地範囲を示す。詳細な位置情報は示さないこととしております。この件は、平成29年6月12日一般質問で岡本議員に答えています。希少種は盗まれるのですよ、という答弁で理解していただいていると私は思っております。まあ、そうではなかったようであります。

さて、質問にお答えしていきたいと思えます。

1点目の質問については、平成27年8月、環境省から県を通じて、「生物多様性の保全上重要な湿地」選定公表に向けた最終確認の依頼、ということがございました。そして、9月に町の方から、これを環境省に対して、選定経緯やリニア本線との関連性が不明であるためお尋ねしたいと。活用意見と未整備であるため意見ができない。否定しているわけではありません。そして、選定への疑問と保全を求める声が出ることは想定できます。要はJR東海から、どうするんだと、そんなになったんだと言われるかもしれない。有効に土地を利用したいと思っている方々から色々な言葉が出てくるかもしれないということを想定し、この段階では、当初の目的や活用を期待する声と意見調整に慎重さ、そして丁寧さが求められることになると認識し報告をしています。決して否定的なことを言っているわけではありません。ある意味、詳しく知りたいと御嵩町は言っている。平成27年9月、選定経緯やリニ

ア本線との関連性が不明であるため、尋ねたい。活用意見と未整備であると述べていますが、それ以降、環境省から回答は来ていません。環境省も困ったのだろうなとは思いますが。重要湿地が、ホームページで公開されたのが、平成28年4月であります。そして非常に間が飛ぶわけですが、今回の件というのもあって環境省に御嵩町が尋ねをしております。なぜ美佐野は固有名詞が無いのか、前沢はありますよね、ということです。環境省の答えは、固有の記述が無いのは、ハナノキ、シデコブシ自生地などに含まれているため。要は、湿地というよりは希少種を対象に環境省は考えておられるということでもあります。平成28年4月に美佐野ハナノキ湿地群が重要湿地に選定された東濃湧水湿地群に含まれるであろうと、御嵩町としては認識するしかないということでもあります。逆に前沢は名前が出ていて、美佐野は出ていないということは、どういうことかなとは思いますが。これを令和4年8月に確認しております。そして令和4年10月その他2地点（候補地A,B）、湿地林構成種を事細かく、岡本議員のパネルよりも細かく調べたものをJR東海が出してきた。これは公開も出来ません。なぜなら盗まれる可能性もあるからです。湿地林構成種が集中的に分布している場所、その他2点（候補地A,B）とJR東海は解釈しているようですが、選定理由に上がった希少種（ハナノキ、シデコブシを除く）は、JRの計画改変範囲内には無いという報告を受けております。そう認識をしているということでもあります。どのエリアが指定範囲なのかは永遠に分からないと思います。先ほどの整理、東西南北の広大な所が対象ということでもあります。

4点目について、論理的な話になりますが、重要湿地の選定の範囲、JR東海の置き場計画の具体的な改変範囲がその時点では示されていない。そういう状況の中で、町は説明することはできなかった。そういう段階であるとは思っていなかった。せいぜい公開できたとしても、さっきの広いエリアの分しか公開できない、情報が入ってきていないというわけです。そういう意味で公開ができなかった。隠したわけではございません。そういうことが色々、定かでない中で、混乱の原因になるかもしれないと考えたのは事実であります。令和4年度になってJR東海から置き場計画が示されましたので、フォーラムで明らかにしている。それだけのこと。私は意図して情報操作したわけでもなければ、いろんな意味で答えが出ていない情報は町民に伝えようがない。ただ、私自身としては先ほどの盗掘のような件がある以上、知っている人が知っていればいいんじゃないのかなという思いは今でも持っています。今回、大公開されたわけですので、そういうリスクが高くなってどうするかという話になってくるかかと思えます。

「きちんと確認し、丁寧に議論をする」というのは知事のお言葉です。マスコミ報道の中では、知事がどうおっしゃったのかというのは真っすぐ伝わっていないこともあります。人間は、言葉をいろいろ繋いで話すわけです。切り取ってしまえば違う意味にも取れる。まあ、基本的にこの東濃湿地群というのは曖昧な状態でずっと来ているのが現状であります。まあ、以下、いろいろハナノキ群生地については、根拠というものがなかなか明らかになっていないということでもありますので、ぜひそのあたりも汲み取って考えていただきたいと思えます。今、限定的な美佐野湿地群というのは指定をされているわけではない。ただ判断

としては広大なエリアの中にある湿地はすべて含まれるんであろうと推測しています。選定理由がハナノキやシデコブシなど希少種がやはり群生しているということですので、その湿地が大切ですよということは、環境省の意図するところであろうと想像しているにしか及びませんが、そう解釈をしています。

6点目、7点目は合わせて答弁することになります。大臣のお言葉やJR東海社長の言葉を紹介しておきますが、大臣は関係自治体や事業者が適切に環境配慮を行うことが大事だとおっしゃっています。そして、それに答える形でJR東海社長は群生地については判断が分かれる。要は事業者として、どこまでのグループを群生地としてみるのか、点々とエリア外にあるようなものも群生地というのかということ、定かではないということをおっしゃっています。路線や発生残土の位置や規模の具体化にあたっては、環境の保全の見地から、特に重要と考えられる次の地域は回避するよう慎重に検討する。貴重な動植物と密接に関係している湿地についての条件付きであります。重要湿地に選定されている、沖ノ洞、上ノ洞、大湫、前沢湿地についても、湧水湿地が多数存在しております。土岐砂礫層の分布しているところは湿地が多いという事であろうかと思えます。地質を含めた現状の把握を確実にやっていくということは、必ずしていきたいというふうに思っております。また、地下水への影響、これが最小限、無いとは言いきれませんが、最小限になるような十分な調査、必要に応じて予測を行う、保全措置を講じるということであり、知事の見解について、私は異なるものとは思っておりません。環境基本条例に触れられましたが、この条例もオールオアナッシングの話ではない作りになっております。人の活動により環境に加えられる影響が、環境の保全と創造の支障、原因になることを危惧しております。それに対して極力少なくしていく。条例の中ではそううたっている。JRから主なハナノキ群生地は計画地から避け、重要湿地そのものを守ること。避けられない湿地に生息する、ハナノキ等の動植物、重要種は、幼木の移植や移し変え等で、種の保存保全を措置していくとの回答も受けています。生物多様性の確保と自然環境の保全のため、環境負荷の低減、適切な環境配慮を求める条例、重要湿地の選定の主旨からいって、これら保全措置を確実に実行してもらうのが御嵩町の立場であります。これら知事の発言の中で、そうだなと私が思いましたのは、これまでは総論だ。これからは各論に入ってくる。丁寧にやっていくということをおっしゃっていたのが印象的でありました。知事も住民の意見交換とか、いろんなことを経て整理した上で、今後、環境影響検討書がJRから出されるということ踏まえて、御嵩町として行政の判断があるし、県も専門家会議で、きっちりと専門的な立場からチェックをする。県が関わっていただけるという話であります。

8点目については、JRに聞いていただいた方がよいというような、そういう内容でもあるかと思えますけれど、前回（第4回フォーラム）、質疑応答の時間が取れなかったのは申し訳なかったと思えますけれど、やはりそう長くやっても、専門家の方々にもご迷惑をおかけしますし、効率的に議論をして行くのが良いと思えますので、時間を伸ばしても、まあ30分ぐらいかなと思っておりますけれど、次回、この重要湿地についての議論の時間は入れている

きたいと思っております。私自身、そう指示をしました。次回、住民の方々のお話を聞きたいというふうには思っております。どちらにしても、情緒的な、見守るだけではもう守れないという環境だと私は思っています。誰がどう入って行って整備をするのか。私も含めて高齢者が多いですから、そう長い間できるわけではありませんし、私が今やっている施策というのは、30年、40年、50年先を考えたことを私はやっています。そのときに希少種が希少種でなくなるような自然環境が最も望ましい。それには犠牲が出ることもあるでしょう。また、人の手が必要になる場もあると思います。これを考えていかないと。眺めているだけでは環境は守れない。そう思っております。攻撃的にきちんとやれることをやっていきます。JRの件については、私が納得しなければ、それはハンコを押せませんので、いろんなことを皆さんからも知恵を頂いて、私自身の考えも相手に伝えて、その上で前提としていた受け入れが成立するのか、成立しないのか考えていきたいと思っております。以上です。

○岡本議員

再質問のないような答弁ということで、時間が本当に再質問あまりできないぐらい短くなりました。お聞きしたいことたくさんありますけれども、時間の関係上、いくつかさせていただきます。できる範囲でやります。

まず1番目ですね。環境省への対応が不適切ではなかったかということに対し、みたけの森の盗掘のことを言われました。当時、私もそのことをよく覚えておりますけれども、当時、まずそういう知識がなかったということですね。それから、環境省からこういう通知があれば、環境基本条例と希少野生生物保護条例を持つ御嵩町としては、自然環境を保全保護する町であるわけですから、環境省がそういうふうに重要湿地と選定すると言ってきたわけですから、一も二もなく協力を申し出るのは当然じゃないですか。そして、町長は整備されていないというふうに言われましたが、平成28年には環境省が選出したよと伝えてきているわけです。美佐野という名前がなくても、選出されている区域があるわけですから、当然、現状の調査をすぐすべきだったんじゃないですか。そして、保全計画を立てる。町長は盗掘、盗掘と言われますが、それ盗まれること前提ですよ。まず調査して保全計画が先じゃないですか。それをなさらずに盗掘されるからというのは、あまりにも言い訳ですよ。盗掘を言い訳に何もしないということです。再質問の1点目、現状調査もせず、保全計画も立てず、何が盗掘だということです。

一つずついくと時間がなくなるので、ちょっとずつまとめて質問いたします。それから、JRがまだ置き場計画が決まっていなかったから、町民に情報提供できなかったというふうに言われますが、環境省からこういう選定があったということは、すぐに町民に情報提供すべきことじゃないですか。こういったことがあるよと。そして、町民参加で保全計画を作っていくというのが、この環境基本条例の精神だと思います。まずその2点お伺いします。

○町長

行政文書というのは、色々きます。その都度、ほんとみたけか何かに載せていけということなのか、どうなのか知りませんが、これこそ言い訳ではないのかなというふうに思います。過去にもオオタカを例にあげただけで、実際に岡本議員が知っていて、持って行っても分からないという状態ですので、そこはどうしていくのかというと、非常に難しいが、そういう対応をしていきたいと思っています。2点目は何でしたでしょうか。

○岡本議員

2点目は、町民に情報公開で提供すべき。情報提供して住民参加で保全計画を立てるべきじゃないかということ。

○町長

住民参加をどのような範囲でやるかというのは、この件は非常に難しいと思っています。また、保全については基本的には、JRは本当に細かい調査をしています。それで、この部分が入れないところ、ということは明確にしておられますので、それに基づいて御嵩町も考えていきたいというふうに思っています。これから守っていくのは、誰が守っていくのかというテーマを考えても良い。色々な方法があるのではないのか。ただ、今生きている我々は、もう高齢化するので多分無理だろうなど。後継者を作ってください。ぜひお願いします。

○岡本議員

保全に関しては、JR東海が細かな調査をしているというふうにおっしゃいますけれども、平成28年当時から来ているわけですが、それってJR東海任せじゃないですか。町として主体的に希少種の調査をしていきますと、そういう重要湿地保全に動くべきじゃなかったんですかということ。そこは町長がそう言われますので、そういうことは町としてはやらないということですよ。今、とにかくJR東海がやっている、JR東海任せですよ、町長の発言は。今回の保全計画もすべてJR東海任せです。町が積極的に主体的に関わって、こういうふうにしていこうという町長の気概といいますか、町長の方針は全く感じられません。

それから次行きます。知事の意見書のことについて言われましたけれども。失礼しました。知事の会見録ですね。知事の会見録の中で、あの残念なプロセスということを知事がおっしゃっています。正直申し上げて残念なプロセスでありましてというふうにおっしゃっていますが、この残念なプロセスについて、町長はどのように受け止められましたか。理解されましたか。

○町長

当初は、御嵩町に対してというふうに思っておりましたけれど、知事も詳しい情報をご存知ないところでおっしゃったわけですので、後々、環境省の対応についても私は残念だと思っておりますので、両方合わせてということかなと。むしろ縦割りで言った環境者に対しての言

葉の方があつたいみ、正しい受け取り方かなと思つております。私共も残念と言われたうちであるとは認識をしています。

○岡本議員

残念という認識をしていらっしゃるわけですが、その残念という内容、どこが残念だつたと思つてみえますか。

○町長

先ほど言つたように、盗掘等々の危険があるということ、広げてよい情報になるのかどうかということが、その重要であるかどうかということの判断の基準になつたというのが事実でありますので、岡本議員が示そうとされているデータを落としたもの、それよりも余程詳しく、一本一本を探してやつてますので、むしろ町が調査をしてくれと言つてもそれ以上細かなものは出てこないというのが重々わかつています。環境アドバイザーの話も聞いた上で、JRが調査してますので、それ以上の調査をした結果があつた図面になつていてというふうに思つます。これは情報公開をされても出来ないので、ですから、情報公開して良いもの、悪いものは必ず出てくるということでもあります。私、情報公開の精神はむしろあります。隠したつて損ですから隠さないですよ。ただ、そういう意を組んでいるということとはご理解いただきたい。

○岡本議員

残念なプロセスのこと、中身きつちり町長おっしゃいませんけれども、ここで知事は、ざつくりとした選定があつたことをどう受け止めたかというふうに言われてますね。町長、結局、こここのところで環境省にしっかり確認もせず、重要湿地なのかどうかということも確認しないまま、今に至つているということです。そして今年の10月に初めて環境省に対して電話をして確認したと。そうしたら重要エリアについては、町として把握してないと答えてますよ。ですから、町長、重要エリアのことは、はっきりしてないというふうに仰つてますが、重要エリアについては把握していないと。そして町長は、処分場予定地のところを隣接地だと思つていたという答弁ありましたね。隣接地、つまり処分場予定地は隣接地だという認識をしておられます。隣接地だという認識は、つまり重要湿地のところは避けて、その隣地が予定地だという意味だと思つんですが、ですから町長は、重要湿地は避けなければいけないという認識だつたんじゃないですか。そこ1点だけ、簡単にイエスかノーで答えてください。

○町長

喋りたらしておいて、イエスノーはないですけど。環境省は、永遠に先ほど言つたエリアしか示してはくれないという説明をしている。そして、把握していただつたのではないかとこの

とだが、把握は重要湿地というよりは希少野生の植物、そして生物がいる場所だということ
を、もう既に確認しているから、湿地であれ、なかれ、非常に重要な地域だと認識をしてい
るということでもあります。

○岡本議員

あと5分になりましたので。今日お手元にあります、三枚のチラシ（パンフレット）があ
りますけれども、1枚目はJR東海が出しているホームページからのもので、水色のところが
処分場予定地、左下が町有地、右上が民有地になります。1枚おめくりください。2枚目
はハナノキの自生地を○で記してあるものです。△は幼木ということになりまして、これ
2015年の当時の資料ですので、若干古いですので、そこはご容赦願いたいと思います。皆
さん、今言ったのがこれで、この赤い○がハナノキですね。そして△が幼木。さて、この中
で町長が隣接地だと思っていたと言われますが、処分場予定地がどこら辺なのか、だいたい
囲ってみてください。そして、JR東海は避けているというふうに言ってますね。JR東海は
避けているというふうに言ってますが、どんなところなのかちょっと鉛筆で印つけてみて
ください。それでこの時は74本と書いてありますが、ハナノキの成木が80本あります。そ
して正解がこちらです。このところが処分場予定地です。町長はハナノキじゃなくて希少な
野生植物があるところというふうに仰ってますが、この赤いところがハナノキで、ここが
つまり湿地群なんですよ。小さな湿地群が17カ所でした。湿地群が町有地に10何箇所、民有
地の方にも6、7ヶ所ある湿地群なんです。その湿地群の中に希少種、カザグルマとか色々
な植物があるということなんです。これで、いかにたくさんの湿地群が失われる、つまり希
少種がなくなるかということになります。（希少種を）移植しても、湿地群そのものを移す
ことはできませんからね。

あと3分になりましたので最後に。町長は、環境基本条例はオールオアナッシングじゃな
いというふうに言われましたけれども、町の憲法ですよ。保全保護を高らかにうたっている
わけですが、その保全保護どころか、もう、まさしく破壊する行為だというふうに思います。
特に町有地です。この町有地には、非常に保護保全すべきものがたくさん集中しているこ
ろです。この場所に残土、それも要対策土を封じ込める。処分するということはとても許さ
れる行為ではありません。候補地Aも然りです。民有地とはいえ、なんとか保全する策を考
えるのが、町の役割ではないかと思います。JRはどうするんだろうとか、JRが事細かにや
っているとかというふうに他人事のように言っていることではないと思います。

日本に重要湿地が何箇所あるかご存知ですか。633箇所あると言われていています。このうち
でラムサール条約湿地が53箇所、ラムサール条約湿地潜在候補地が172カ所あります。合
わせて225カ所、36%です。まさに御嵩町の美佐野ハナノキ湿地群もその1つになる可能性
のある場所です。まさに御嵩町の存在を知らしめる大きな資源となる可能性がある場所
です。重要湿地を残土で埋めた町長と言われないうちに、重要湿地を守った町長と言われるよ
うに決断をしていただきたいと思います。切に願って質問を終わらせていただきます。ありがとうご

ございました。

○安藤信治議員からの質問（リニア関連答弁抜粋）

【新庁舎建設が止まっている中、リニア発生土置場の決断が求められる中、来年7月に迫る町長選挙に対する町長の思いについて】

リニア中央新幹線の早期実現のために結成された期成同盟会に参加してきた立場、経緯からいたずらに残土処分問題の結論を先延ばしに出来ないことは渡邊町長も十分ご承知のことと推察します。このような状況ではありますが、時期尚早かもしれませんが、来年の町長改選に向けての思い等がありましたら是非お聞かせ願います。

○町長

現在、フォーラムの途中ですが、フォーラム終了後は、御嵩町とJR東海の協議ということになると思われま。またその際には、JRから計画書が提出されることになると思いますので、御嵩町はそれを慎重に吟味していかなければならないと思います。その上で、協定を結んでいくということ想定しております。それがうまくいかなければ、受入れ前提ということを行っていますので、前提が崩れるということになってくることもあり得ると考えております。許可権者である県も、専門家会を設置し、検討すると知事も発言されておりますので、県との協議もしながら情報交換もしっかりとやっていきたいというふうに思っております。

ただ、JRからの情報というのは皆さんが思っているよりも遅いというのが事実ありますので、まだまだ時間がかかると思っております。決して情緒的にならずに、今も食事をしに行きましたら、ある方からそういうことを言われました。「情緒的、感情的になっちゃってねえ」というような話をしていただけました。冷静に見ておられる方もおみえになるなと思いま、お礼を言いました。現実的に守るものは守る。多少の犠牲は仕方ないと考えられるのか否か、慎重に検討しながら、皆様にもご相談させていただきながら決めていきたいというふうに思っております。

以上